

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「藻岩小学校いじめ防止基本方針」を策定した。基本方針は固定的なものではなく、地域・保護者の意見を取り入れながら、藻岩中学校区で連携し合いながら、「いじめ防止基本方針」の改訂を行っていくものとした。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

1. 「いじめ」とは

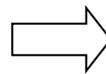
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）



＜いじめに該当するかどうかの法的な判断根拠＞

いじめ防止対策推進法では、

- 当該児童と一定の人間関係にある
- 心理的または物理的な影響を与える
- 心身の苦痛を感じている



3点に当てはまれば
「いじめ」に該当する

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら対応していく。

2. いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自己肯定感・自己有用感を自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や

学級指導を通して育む。

- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

<教員に対して>

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- 児童一人一人の変化に気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーとしての、鋭敏な感覚をもつよう努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚・スクールカウンセラー等への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

※児童相談所その他の関係機関、スクールカウンセラー、医師、警察、教育学者等外部専門家等

<保護者・地域に対して>

- 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で理解と協力をお願いする。
- 「いじめの解消」に向けた学校が講ずる措置への協力を求める。【保護者との情報共有・連携】

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査（学校独自の調査年3回・市教委調査1回）等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会において現状確認、今後の対応について協議する。

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4. 学校いじめ対策組織について

- 1 校内組織として、「いじめ対策委員会」（以下、本会）を設置する。
- 2 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- 3 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するため、いじめの認知及び解消等の判断、対象児童への個別対応等を個人に委ねることなく本会において組織的に対応することを基本とする。
- 4 構成員は、以下のとおりとする。

・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家、地域の関係者

- 5 本会の開催については、以下のとおりとする。
- 定例の会議を月に1回開催する。 ※教育課程編成（E表）に位置付ける。
 - ・いじめの認知や解消の件数、個別の対応状況の確認
 - ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談の内容について検討する。
 - いじめの疑いを把握した場合
 - いじめの実態把握やその解消に向けた方針について協議する。
 - 本会の会議録を作成し、校長の決済を得る。
 - 個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。なお、会議録、個別の対応状況に関する記録については、一括管理とし、本校卒業後3年間は学校保管とする。
 - 本会は、いじめの疑いを把握した場合、速やかに対応する必要があることから、構成員全員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催することができる。
 - 校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決済を得ることとする。
- 6 緊急時の対応について
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告し、関係機関とともに連携して対応にあたる。

5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。
- 必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

6. いじめの解消について

○いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <p>① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p>② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> |
|---|

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- いじめの解消の目安である4か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害者、加害者の保護者に対し、学校における状況等を共有する。

○いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、本会において判断する。

7. 重大事態発生時の具体的な対応

①重大事態発生を、教育委員会へ報告する。

※ここでいう重大事態とは、国の方針に従い

○児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより、児童が相当の期間（30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○児童や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったときを指します。

②教育委員会と連携し、公平性・中立性を確保するため、第三者を加え、調査委員会を組織する。

③調査委員会は、いじめられた児童から聞き取りが可能な場合は、当該児童から聞き取りを行うと共に、在籍児童及び教職員に、質問紙調査や聞き取り調査を行う。当該児童からの聞き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を踏まえつつ、在籍児童及び教職員に、質問紙調査や聞き取り調査を行う。

④調査結果を教育委員会に報告する。

⑤必要に応じて、再調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

⑥調査結果については、当該児童の保護者の要望・意見を踏まえつつ、プライバシー保護の観点に十分配慮しつつ、教育委員会との協議の上、当該児童の保護者に、情報を提供する。

⑦今後、同様の重大事態が発生しないよう、防止のための必要な措置を講ずる。

8. 「藻岩小学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価について

①児童や保護者、地域への周知

・学校だより、HP、PTA集会や地域の会合等で「藻岩小学校いじめ防止基本方針」を説明し、理解を求める。

②点検・評価

・教職員の構成や児童の実態は毎年変化するので、策定した基本方針、取組内容については、学校評価において客観的に検証する。

③改訂

・学校評価の項目に「藻岩小学校いじめ防止基本方針」についての意見を求め、次年度改訂の中に意見を生かしていく。

【対応マニュアル】

